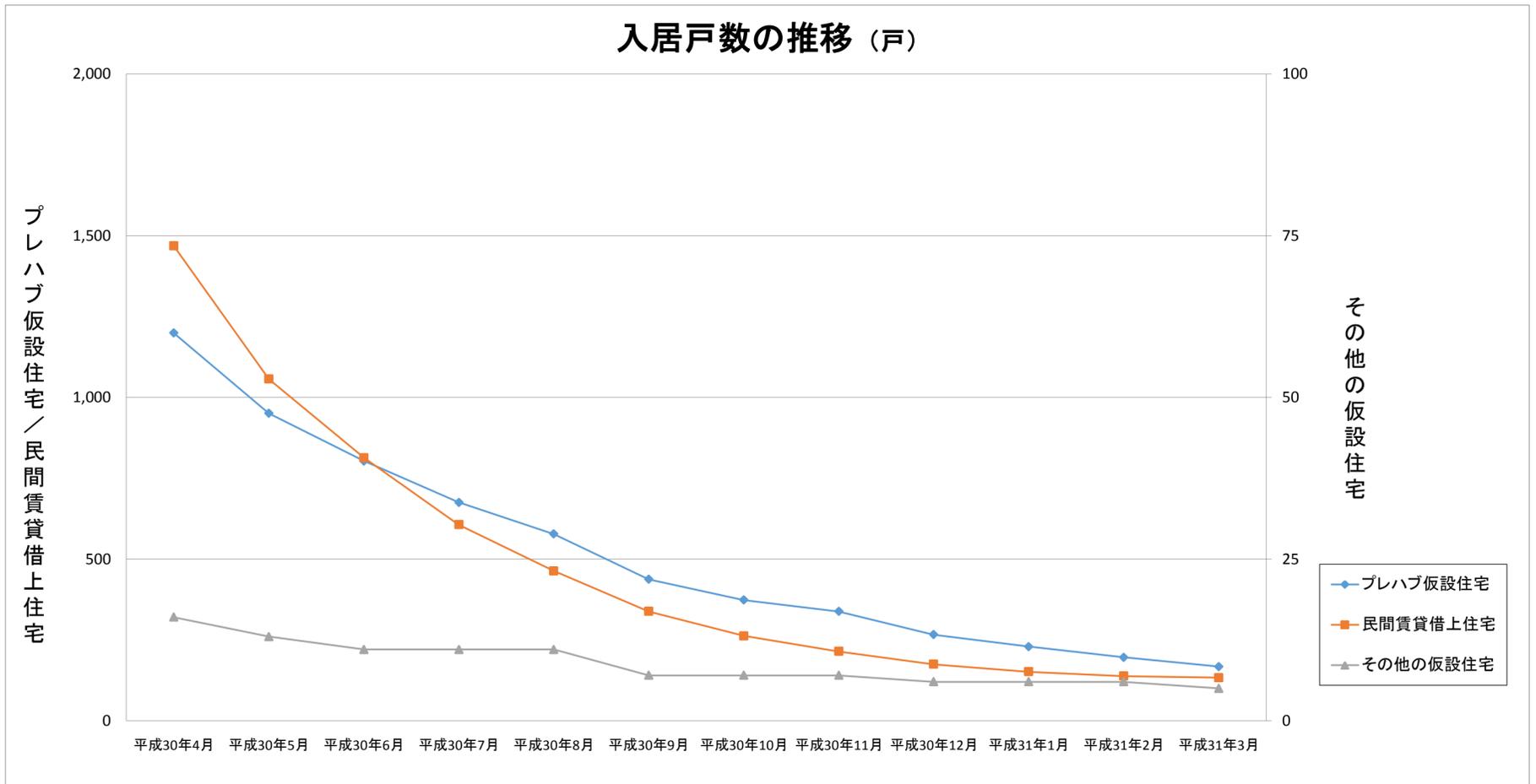


災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居状況について(平成30年度)



月別の入居状況の推移

(県内全域)

	災害救助法に基づく応急仮設住宅								
	プレハブ仮設住宅			民間賃貸借上住宅		その他の仮設住宅 ※1		計	
	供与戸数(戸) ※2	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸) (契約件数)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)
平成30年4月	10,106	1,199	2,420	1,468	3,279	16	36	2,683	5,735
平成30年5月	9,608	950	1,918	1,056	2,344	13	33	2,019	4,295
平成30年6月	9,247	803	1,608	813	1,822	11	27	1,627	3,457
平成30年7月	8,432	675	1,347	606	1,372	11	28	1,292	2,747
平成30年8月	7,882	577	1,151	463	1,030	11	28	1,051	2,209
平成30年9月	6,273	437	852	338	762	7	20	782	1,634
平成30年10月	4,700	373	713	262	584	7	20	642	1,317
平成30年11月	4,560	338	642	214	480	7	19	559	1,141
平成30年12月	4,253	266	519	174	399	6	16	446	934
平成31年1月	4,168	229	453	151	338	6	16	386	807
平成31年2月	4,151	196	388	138	314	6	16	340	718
平成31年3月	4,078	167	334	133	309	5	13	305	656

※1 その他の仮設住宅には、公営住宅、公務員宿舎、UR賃貸住宅等を含みます。

※2 供与戸数(戸)は、整備した戸数(22,095戸)から、防災集団移転促進事業の実施等により解体した戸数を除いた現存するプレハブ仮設住宅の戸数です。

応急仮設住宅とは・・・

・東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流失するなどして、居住する住家がない被災された世帯の方々の住居を確保するため、災害救助法に基づいて県が供与するものです。

・災害救助法では、建設した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)を想定していましたが、東日本大震災の被害が甚大で広範囲に及び、多くの方が住戸を失うこととなったため、実施自治体である県が民間の賃貸物件を借上げて供与する「民間賃貸借上住宅」をプレハブ仮設住宅と同等の応急仮設住宅として、供与することとなりました。その他、公営住宅などの既存の住宅資源も同様の扱いとし、有効活用することとなりました。